

市第167号議案

令和元年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 111 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,866 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

人件費を補正したいので提案する。

市第167号

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		22,105 ^{千円}	111 ^{千円}	22,216 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	11,154	111	11,265
歳入合計		37,755	111	37,866

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 害 被 害 者 救 済 事 業 費		37,755 ^{千円}	111 ^{千円}	37,866 ^{千円}
	1 運 営 費	36,755	111	36,866
歳 出 合 計		37,755	111	37,866